

令和7年度答申第65号
令和7年12月12日

諮詢番号 令和7年度諮詢第112号（令和7年11月6日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金可決裁定取消処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号（令和7年法律第18号による改正（同年4月1日施行）前のもの。以下同じ。））。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、軍人として戦死した父のA（以下「父A」という。）に係るいわゆる基準日を令和2年4月1日（以下「本件基準日」という。）とする第十一回特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、B知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、父Aに係る特別弔慰金を受ける権利を有するとの可決裁定（以下「本件可決裁定」という。）をしたが、その後、処分庁が、審査請求人に対し、本件可決裁定を取り消す処分（以下「本件可決裁定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（本件基準日）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法2条3項1号は、弔慰金を受ける権利を取得した者が本件基準日において死亡している場合において、本件基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

エ 特別弔慰金支給法6条は、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなすと規定している。

オ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「特別弔慰金支給法施行規則」という。）1条1項（令和7年厚生労働省令第48号による改正前のもの）は、上記アの特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第1号（以下「本件様式」という。）による特別弔慰金請求書を都道府県知事に提出しなければならないと規定し、特別弔慰金支給法施行規則3条1項は、特別弔慰金請求書は請求者の居住地の市区町村長を経由して提出するものとすると規定している。

そして、本件様式においては、請求者は、その請求に係る特別弔慰金を受ける権利を有する同順位者が数人ある場合には、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求すること（権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は、権利の裁定を受けた者に対して各々の持分を主張することができる）を承諾した上で、その請求をする旨の文言（以下「本件承諾文言」という。）が記載され、本件承諾文言を前提として署名をするものとされている。

（2）遺族援護法関係

ア 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

イ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（遺族援護法24条1項の規定により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとすると規定している。

ウ 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 父Aは、明治42年a月b日、出生し、昭和20年6月17日、陸軍軍人として戦死した。父Aは、昭和15年9月25日、C（以下「母C」という。）と婚姻し、父Aと母Cの間には、同年c月d日に長男としてD（以下「兄D」という。）が、昭和18年e月f日に長女として審査請求人が出生した。

（改製原戸籍謄本（戸主：E）、戦没者遺族援護台帳（F）、戸籍個人事項証明（兄D）、戸籍個人事項証明（G））

(2) 母Cは、平成23年8月25日に死亡した。

（除籍全部事項証明（母C））

(3) 兄Dは、平成27年5月18日、住所地のH市長を経由して、処分庁に対し、父Aに係る第十回特別弔慰金（基準日：同年4月1日）の請求（以下「前回先行請求」という。）をしたところ、処分庁は、平成28年3月3日付で、兄Dに対し、父Aに係る第十回特別弔慰金を受ける権利を有するとの可決裁定（裁定番号g。以下「前回先行可決裁定」という。）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（第十回）、裁定通知書）

(4) 審査請求人は、平成27年10月16日、住所地のI市長を経由して、処分庁に対し、父Aに係る第十回特別弔慰金の請求（以下「前回請求」と

いう。) をしたところ、処分庁は、平成28年7月6日付で、審査請求人に対し、父Aに係る第十回特別弔慰金を受ける権利を有するとの可決裁定（裁定番号h。以下「前回可決裁定」という。）とした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（第十回）、裁定通知書）

(5) 兄Dは、令和2年4月8日、住所地のH市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る第十一回特別弔慰金の請求（以下「先行請求」という。）をしたところ、処分庁は、同年9月2日付で、兄Dに対し、父Aに係る第十一回特別弔慰金を受ける権利を有するとの可決裁定（裁定番号i。以下「先行可決裁定」という。）をし、兄Dは、先行可決裁定に係る裁定通知書を同年12月14日に受領した。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（第十一回）、裁定通知書、令和7年11月21日付けの審査庁の事務連絡・記の回答5の別紙）

(6) 審査請求人は、令和4年2月1日、住所地のI市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る第十一回特別弔慰金の請求（本件請求）をしたところ、処分庁は、同年5月10日付で、審査請求人に対し、父Aに係る第十一回特別弔慰金を受ける権利を有するとの可決裁定（裁定番号j。本件可決裁定）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（第十一回）、裁定通知書）

(7) 処分庁は、令和6年2月21日付で、審査請求人に対し、前回可決裁定を取り消すとともに、同日付で、本件可決裁定を取り消した（本件可決裁定取消処分）。本件可決裁定取消処分に係る裁定取消通知書には「取消事由」として、「死亡したA様に係る第十一回特別弔慰金を受ける権利の裁定は令和2年9月2日裁定番号iにより、あなたと同順位のD様に対して行いました。この裁定によって、あなたは既に特別弔慰金を受ける権利の裁定がされたものとみなされるため、第十一回特別弔慰金の裁定を取り消します。」と記載されていた。

（各裁定取消通知書）

(8) 審査請求人は、令和6年3月27日付で、審査庁に対し、本件可決裁定取消処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(9) 審査庁は、令和7年11月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件可決裁定取消処分の取消しを求める。

「兄のDの裁定がそのままである。」

「兄のDが提出した請求同意書にあたかも本人（X）が記入したかの様に記載されていたが本人（X）記入しておらず、偽造を行ったDの裁定がそのままで本人（X）が取り消しになる事が不服。」

第2 諒問に係る審査庁の判断

1 特別弔慰金支給法2条1項に規定する弔慰金を受ける権利を取得した者である母Cが本件基準日より前の平成23年8月25日に死亡していることから、審査請求人及び兄Dが死亡した者の遺族として特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条3項の規定により戦没者等の遺族とみなされる子に該当しなければならない。

初めに、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人が本件請求時に提出した戸籍によれば、兄D及び審査請求人は、父Aと母Cの長男及び長女であり、共に父Aの子であることから、特別弔慰金支給法2条3項に規定する「死亡した者の子」として弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされ、同順位の遺族であると認められる。

2 次に、本件請求及び先行請求における特別弔慰金請求書の内容について確認すると、上記1のとおり、審査請求人と兄Dは同順位の遺族であることが確認できる。

また、審査請求人と兄Dは、いずれも「同順位者が数人ある場合には、（中略）、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します」との記載を確認した上で特別弔慰金請求書にそれぞれ署名して提出しており、その他の請求書類にも不備な点はない。

さらに、処分庁が行った、本件請求及び先行請求についての裁定までの経過について確認すると、審査請求人は、令和4年1月31日にI市役所において本件請求を行い翌日に受理されているが、兄Dは、審査請求人が本件請求を行った日よりも前の令和2年4月6日にH市福祉事務所において先行請求を行い、同月8日に受理され、同年9月2日に先行可決裁定となり、同年中には既に裁定通知書及び国債が交付されていることから、処分庁が先行請求の審査・裁定を行った時点においては、審査請求人は未だ本件請求を行っておらず、複数の同順位者からの請求が行われている状態ではない。

また、処分庁は、令和4年5月10日に審査請求人に本件可決裁判をしたところ、令和5年12月上旬に、父Aの死亡に係る特別弔慰金について、審査請求人及び兄Dという複数の同順位者からの支給請求に対していずれも可決裁判がされていることを確認したため、令和6年2月に兄D及び審査請求人に遺族間で話し合いをして代表遺族を決めるよう求めたが、いずれも話し合いを行う意思はなかった。特別弔慰金支給法6条の規定により、一人に対してした裁判は全員に対してしたものとみなされるため、今般、兄Dに対してなされた先行可決裁判は、審査請求人に対してもされたものと解されるところ、先行可決裁判取消処分については、兄Dに対する先行可決裁判の裁判通知書が兄Dに到達した時点で先行可決裁判の効力が発生しており、先行可決裁判により本件請求についても権利裁判を行ったものとみなされるため、重ねて裁判を行うことはできないとの理由により本件可決裁判の取消しをしていることが確認されることから、この点においても適正であると考えられる。

なお、審査請求人は、兄Dが提出した特別弔慰金請求同意書（以下「同意書」という。）は、あたかも審査請求人が記入したかのように記載されていたが、審査請求人は記入していないとして、偽造を行った兄Dに対する先行可決裁判がそのままであることが不服と申し立てているが、同意書については、令和元年厚生労働省令第71号（以下「令和元年改正省令」という。）による特別弔慰金支給法施行規則1条5項の改正（同項の削除。令和2年4月1日施行）により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」（同年3月30日付け社援発0330第6号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「本件施行通知」という。）の記・1の（2）において通知しているとおり、請求手続及び事務処理の負担軽減の観点から、第十一回特別弔慰金からは提出は求めないこととなり、先行請求の際には同意書は添付されておらず、他の書類にも不備は認められない。

念のため、処分庁において、兄Dが行った前回先行請求時に提出された同意書については、同順位者である審査請求人の同意を得ることなく作成されたものであることが判明し、当該同意書は令和元年改正省令による改正前の特別弔慰金支給法施行規則1条5項に規定するものと認められず、特別弔慰金支給法施行規則で定める添付資料を欠いた請求に対する可決裁判は瑕疵のある処分として取り消すべきであるとして、処分庁が前回先行可決裁判を取り消して、審査請求人に対して行った前回可決裁判の取消処分を取り消して

いる。

3 以上のとおり、先行請求の請求書類を確認しても不備はなく、審査請求人が主張する事情も、上記2の判断を左右するものではないことから、本件可決裁判に対して、これを取り消した原処分（本件可決裁判取消処分）を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきものと考える。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件可決裁判取消処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

審査請求の受付	：令和6年4月10日
審理員意見書の提出	：同年10月10日
本件諮問	：令和7年1月6日
	（審理員意見書の提出から約1年1か月、審査請求の受付から約1年7か月）

(2) そうすると、本件では、審理員意見書の提出から本件諮問までに約1年1か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年7か月の期間を要している。

しかし、上記の手続に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件可決裁判取消処分の違法性又は不当性について

(1) 特別弔慰金支給法6条は、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対しした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対ししたものとみなすと規定している（上記第1の1の(1)のエ）。そして、特別弔慰金支給

法施行規則 1 条 1 項に規定する特別弔慰金請求書の様式第 1 号（本件様式）においては、請求者は、その請求に係る特別弔慰金を受ける権利を有する同順位者が数人ある場合には、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求すること（権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は、権利の裁定を受けた者に対して各自の持分を主張することができる）を承諾した上で、その請求をする旨の文言（本件承諾文言）が記載され、本件承諾文言を前提として署名をするものとされている（上記第 1 の 1 の（1）のオ）。

(2) 本件についてみると、父 A と母 C の間には、長男の兄 D 及び長女の審査請求人が出生しており（上記第 1 の 2 の（1））、父 A に係る弔慰金を受ける権利を取得した者である母 C が本件基準日より前に死亡している（上記第 1 の 2 の（2））ことから、兄 D と審査請求人が同順位の遺族として、父 A に係る弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされ（特別弔慰金支給法 2 条 3 項 1 号、上記第 1 の 1 の（1）のウ）、戦没者等の遺族として、特別弔慰金を受ける権利を有する者となる。

父 A に係る第十一回特別弔慰金について、兄 D は、令和 2 年 4 月 8 日に先行請求をし、これに対して同年 9 月 2 日付けで可決裁定（先行可決裁定）がされた（上記第 1 の 2 の（5））。また、審査請求人は、令和 4 年 2 月 1 日に本件請求をし、これに対して同年 5 月 10 日付けで可決裁定（本件可決裁定）がされた（上記第 1 の 2 の（6））。

先行請求及び本件請求の際に提出された各特別弔慰金請求書は、いずれも本件様式により作成されたものであり、本件承諾文言が記載され、その内容を前提とした署名がそれぞれ兄 D 及び審査請求人によりされている。したがって、先行請求は、兄 D が父 A に係る第十一回特別弔慰金を受ける権利を取得した全ての同順位者（自らと審査請求人）を代表してしたものであるとされるところ、これは、特別弔慰金支給法 6 条が、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなすと規定していることに基づくものであり、同規定に従えば、先行可決裁定は、他の同順位者（審査請求人）に対してもしたものとみなされる。

そして、兄 D は、令和 2 年 9 月 2 日付けの先行可決裁定に係る裁定通知

書を同年12月14日に受領しており（上記第1の2の（5））、先行可決裁判は、当該裁判通知書が兄Dに到達した同日からその効力を生じる（民法（明治29年法律第89号）97条1項）から、先行可決裁判の効力を受けた審査請求人がその後に父Aに係る第十一回特別弔慰金の請求をすることはできない。

したがって、処分庁が、兄Dによる先行可決裁判に係る裁判通知書の受領（令和2年12月14日）より後の令和4年2月1日にされた本件請求に対してされた本件可決裁判を、既に先行可決裁判がされていることを理由として取り消したこと（本件可決裁判取消処分）は、適正である。

- (3) 審査請求人は、「兄のDが提出した請求同意書にあたかも本人（X）が記入したかの様に記載されていたが本人（X）記入しておらず、偽造を行ったDの裁判がそのままで本人（X）が取り消しになる事が不服。」と主張する。

第十回特別弔慰金請求においては、令和元年改正省令による改正前の特別弔慰金支給法施行規則1条5項の規定に基づき、同順位者が複数ある場合、同意書（特別弔慰金請求同意書）又は同意書が提出できない旨を記載した書類の提出が必要とされており、兄Dは、兄Dによる特別弔慰金請求に同意する旨記載した審査請求人名義の署名のある同意書を提出し、審査請求人は、兄Dに係る「請求同意書を提出することができない旨の申立書」を提出している。審査請求人の同意書についての上記主張は、これらの第十回特別弔慰金に係るものと認められるところ、第十一回特別弔慰金が問題となっている本件の判断に影響するものではない。

なお、第十一回特別弔慰金請求においては、令和元年改正省令による特別弔慰金支給法施行規則の改正により、上記同意書又は書類の提出を求めないこととされている（本件施行通知）。

また、処分庁は、令和6年2月21日付けで、審査請求人に対し、前回可決裁判の取消しをしたもの（上記第1の2の（7））、前回先行請求は必要な添付書類を欠いたものであるから、これに対して行った前回先行可決裁判は瑕疵のある処分であったとして、同年4月18日付けこれを取り消すとともに（令和7年11月21日付けの審査庁の事務連絡・記の回答6の別紙「裁判取消通知書」）、審査請求人に対しては、令和6年4月17日付け前回可決裁判の取消処分を取り消している（「裁判取消の取消について」と題する書面）こと、そして、これらの経緯は、第十一回

特別弔慰金が問題となっている本件の判断に影響するものではないことから、「偽造を行ったDの裁定がそのままで」本件可決裁定が「取り消しになる事が不服」との審査請求人の主張は当たらない。

(4) 上記（1）から（3）まで検討したところによれば、本件可決裁定取消処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員	八 木	一 洋
委 員	野 口	貴 公 美
委 員	村 田	珠 美